

第5回役員会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成18年6月8日（木）13時30分～	学長室		常勤監事 非常勤監事

1. 議 題

(1) 教育研究評議会の審議事項等について

総務・財務担当理事から、議題資料1に基づき、6月16日開催予定の教育研究評議会に諮る審議事項等について説明があり、審議の結果、承認した。

(2) 経営協議会の審議事項等について

総務・財務担当理事から、議題資料2に基づき、6月19日開催予定の経営協議会に諮る審議事項等について説明があり、審議の結果、承認した。

(3) 平成17年度年次決算（財務諸表等）について

総務・財務担当理事から、議題資料3-1～3-3及び参考資料に基づき、国立大学法人法第35条の規定により毎年6月末までに文部科学大臣に提出し承認を受けることとされている年次決算について、平成17事業年度の財務諸表（案）、事業報告書（案）及び決算報告書（案）を作成した旨説明があった。

審議の結果、原案を承認し、6月19日開催予定の経営協議会の審議を経て、文部科学省へ提出することとした。

(4) 資金の運用について

総務・財務担当理事から、議題資料4及び参考資料に基づき、2月23日開催の役員会において承認した資金の運用の考え方にに基づき検討を重ね、具体の運用方法、運用先、運用期間等の案を作成したので審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

(5) 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

連携・評価担当理事から、議題資料5-1、5-2及び参考資料に基づき、国立大学法人法第35条の規定により毎年6月末までに国立大学法人評価委員会に提出し評価を受けることとされている平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書について、5月29日開催の大学評価委員会において報告書（素案）が了承されたので審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、学長から、理事及び部長に対して、各項目の記載内容について意見等がある場合は、6月12日9時までに意見を出してほしい旨発言があった。

(6) 平成18年度特定施策推進経費について

教育担当理事から、議題資料6-1及び6-2に基づき、平成18年度特定施策推進経費のうち、教育担当理事の下で検討することとなった教育改革等推進経費及び学生支援プロジェクト経費について、6月2日開催の部局長等会議において意見を聴取し、公募要領（案）を作成したので審議願いたい旨説明があった。

審議の結果、教育改革等推進経費公募要領（案）の5申請手続について、「他の特定施策推進経費に申請した事業は、・・（以下省略。）」の文言を削除することとした上で原案を承認し、早急に公募を開始することとした。

なお、同理事から、学生支援プロジェクト経費について、公募に当たり、学生向けには、「香大生の夢チャレンジプロジェクト」等、学生の視点に立った名称として公募したい旨説明があった。

(7) 平成19年度に導入する電子ジャーナル及び共通経費所要額（案）について

学術担当理事から、議題資料7及び参考資料に基づき、平成19年度に導入する電子ジャーナル及び共通経費により負担する同電子ジャーナル所要額（案）について、5月16日開催の図書館運営委員会において了承されたので審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を了承し、部局長等会議において協議することとした。

なお、学長から、同規模大学の契約の状況を参考とし、今後、来年度に向けて、大学として共通経費所要額の上限額を設定する必要がある旨発言があった。

(8) 香川大学就職委員会規則の廃止について

教育担当理事から、議題資料8及び参考資料に基づき、5月12日開催の就職委員会において検討した結果、就職委員会の任務をキャリア支援センター運営委員会において行うこととしたいので、香川大学就職委員会規則を廃止することについて審議願いたい旨説明があった。

審議の結果、原案を了承し、6月16日開催予定の教育研究評議会において審議することとした。

2. 報告事項

(1) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

教育担当理事から、報告資料1に基づき、本年3月31日付けで標記省令が施行されたことにより寄宿料の標準額が撤廃され、今後は各大学独自に寄宿料の額及び徴収方法が設定できることとなったとの報告があった。

なお、本学においては、関係部署との検討の結果、現時点では変更はしないこととした旨、併せて報告があった。

(2) 香川大学同窓会連合会設置に向けての意見交換について

教育担当理事から、同窓会連合会設置について各学部同窓会の内諾を得たので、各同窓会長等との設置に向けた意見交換会を6月15日に本学において開催すること、及び同窓会連合会の発足は今秋を予定している旨報告があった。

(3) 法科大学院認証評価について

連携・評価担当理事から、学校教育法第69条及び同法施行令第40条により、法科大学院については5年毎に認証評価機関による評価を受けるよう定められており、今年度、大学評価・学位授与機構による予備評価を受ける予定であることの報告があった。

また、報告資料2に基づき、5月29日開催の大学評価委員会において、予備審査を受けるための自己評価書を審議し、了承したことの報告があった。

3. その他

(1) 名誉教授証の発行について

学長から、資料に基づき、本年度から名誉教授称号授与者に対し、新たに名誉教授の身分を証明する「名誉教授証」を交付することとした旨報告があった。

(2) 将来構想策定委員会専門部会について

学長から、資料に基づき、各専門部会のメンバーを決定したこと、及び学長特別補佐等と打ち合せを行い、今後、各専門部会で必要とする資料・データ等のリストを取りまとめた旨報告があった。

(3) 大学の地域貢献について

学長から、配付資料に基づき、大学の地域貢献度について、新聞社の調査結果が報道された旨報告があり、役員においてもこれらの情報に留意しつつ大学運営に取り組んでほしい旨発言があった。

閉会 16時50分